

実親に関する情報の提供を希望する養親・養子の方へ

廃業した養子縁組あっせん機関の取り扱ったケースに係る情報は、国の通知に基づき、東京都に引き継がれています。

東京都では、児童の出自を知る権利を保障する観点から、当該養子縁組あっせん機関を通じて、養子縁組を行った養親又は養子となられた児童の方で、東京都が保有する実親の情報の提供を希望する方に向けて、必要な手続きを整理しましたので、ご案内いたします。

手続きのご案内

① 情報提供の依頼（養親・養子⇒東京都）

実親に関する情報提供を希望する方は、「養子縁組あっせんに関する情報提供依頼書（別記第1号様式）」に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて、下記の担当部署に**郵送**で提出してください。

<提出先>

〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第一本庁舎 28階中央
福祉保健局少子社会対策部育成支援課里親担当

封筒に「養子縁組あっせんに関する情報提供依頼書
在中」と記載してください。

<提出が必要な書類>

- 「養子縁組あっせんに関する情報提供依頼書」（別記第1号様式）
- 民間あっせん団体を通じて児童と養子縁組したことがわかる資料の写し（養親氏名・児童の養子縁組前の氏名が分かる資料）
- 依頼者の身分が分かる本人確認書類（対面方式の場合は申込時は不要）

- 情報提供の方法は、対面方式（都庁への来庁・資料は当日手渡し）、オンライン方式（WEB会議ツールを使用・資料は事前に郵送）、郵送方式（資料の郵送のみ）が選択できます。
- 必要な添付資料の詳細については「養子縁組あっせんに関する情報提供依頼書」の裏面に記載があります。オンライン、郵送方式の情報提供をご希望の場合は、依頼書の提出時に本人確認書類の写しの同封が必要です。対面方式の場合は、情報提供当日、本人確認書類の確認をいたしますので、事前送付は不要です。
- 対面方式、オンライン方式の情報提供をご希望の場合で、ご夫婦でお話をお聞きになりたい場合は、情報提供依頼書の「依頼者氏名」欄にお二人の氏名をそれぞれ自署で記入してください。本人確認書類についても、ご夫婦両方の提示（対面方式の場合）または提出（オンライン・郵送の場合）が必要です。

② 依頼書内容確認（東京都）

- 都は、お送りいただいた依頼書の内容や、身分証明書等を拝見し、依頼者の方が、都に引き継がれている養子縁組あっせんケースの養親又は養子であるかの確認を行います。
- 必要に応じて、追加で確認資料をいただく場合があります。

③ 情報提供の実施（東京都⇒養親・養子）

- 都は、実親の情報提供にかかる意向を踏まえ、依頼者の方に情報提供を行います。
- 対面方式、オンライン方式をご希望の場合は、情報提供依頼書に記載いただいたご連絡先に、日程調整の連絡をします。情報提供を実施する時間帯は、平日の9時～17時までとなります。
- 原則として、実親が情報提供に承諾している情報のみ養親・養子に提供しますが、生命・健康に関わる情報等、子供の健全な養育や、子供の出自を知る権利を保障する観点から重要な情報等は、実親の同意がない場合でも提供します。また、今後の他の養子縁組あっせん団体等を通じた交流（成長記録や写真のやりとり等）に係る実親の意向について、実親への確認状況を提供します。

情報提供依頼にあたっての留意点

- 東京都から実親に対し、情報提供の同意をとることが困難なケースについては、提供可能な情報が限られます。
- この情報提供は、児童の出自を知る権利の保障のために行うものです。そのため、この情報提供において知り得た情報は、専ら児童の福祉のために利用するようお願いいたします。みだりに第三者に取得した情報を伝えることは絶対にしないでください。
- 一般社団法人ベビーライフのケースについて、提供可能な情報は、原則として、実親が養子縁組の申込の際に記入している「ご質問票」「お子さんのための健康調査票」に記載の情報とします。
- 養子縁組あっせんが行われた時期によって、都に引き継がれている情報に違いがあるため、依頼者の方に提供可能な情報についてもケースごとに異なります。
- 未成年の養子ご本人の方から情報提供依頼があった場合、情報提供の可否を養親の方と協議したうえで対応させていただきますので、ご留意ください。
- 実親との交流の希望について、情報提供の意向と合わせて確認をしますが、都が交流を仲介することはいたしません。交流の継続を希望される場合は、仲介が可能な支援機関に、ご自身で支援を申し込んでいただきますようお願いいたします。